

第 12 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和7年12月16日(火) 午前10時00分

場 所 津市上下水道庁舎 2階 大会議室

出席部会委員 1岡安 俊也・2川邊 千秋・3北澤 奈帆美・4田村 明
5前川 洋子・8喜多 義幸・9木下 伸裕・10小粥 文夫
12藤田 直樹・13丸山 耕一・19太田 義政・23水谷 隆
以上12名

欠席委員 11清水 喜代己・21坂野 大徹

出席部会員外委員

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 辻岡事務局長・加賀事務局次長・和田主査

総合支所 河芸 : 本郷担当副主幹 芸濃 : 柴田担当副主幹
美里 : 谷川担当主幹 香良洲 : 芝山担当副主幹

議事録署名者 10小粥 文夫・12藤田 直樹

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)
報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(区分地上権)
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)
議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について(賃貸借権、使用貸借) <別冊>
議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見書の提出について(所有権移転) <別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第12回第1農地部会を開催いたします。
 本日の欠席は11番 清水 喜代己委員、21番 坂野 大徹委員の2名でございまして、出席委員は12名となります。
 それでは、本日の議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。10番 小粥 文夫委員、12番 藤田 直樹委員、よろしく願いいたします。
 まず、会長専決等の報告事項に入ります。
 事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。
 24ページをご覧ください。議案第1号、番号12、この案件につきましては取下げ願が提出されましたので、削除をお願いします。また、この削除に伴い、24ページの下合計欄について、合計20筆を19筆に、合計面積21,899.54㎡を21,199.54㎡に、そして畑5,679㎡を4,979㎡に訂正をお願いいたします。
- つづきまして、30ページをご覧ください。議案第6号、番号1、現況地目について、畑を雑種地に訂正をお願いいたします。
 訂正は以上でございます。
- それでは、議案書の1ページから7ページお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から32で、件数は32件、合計面積は123,558.00㎡で、その内訳は田が118,578.00㎡で畑が4,980.00㎡でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 8ページから16ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から21で、件数は21件、合計面積は61,342.86㎡で、その内訳は田が47,784.00㎡、畑が13,558.86㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 17ページをお願いします。
 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
 番号1 貸駐車場用地
 番号2 倉庫兼駐車場用地
 番号3 長屋建築

番号4 一般個人住宅用地

番号5 一般住宅及び農業用倉庫

以上、件数は5件、合計面積は2,791.00㎡で、その内訳は田が1,553.00㎡で、畑が1,238.00㎡でございます。

18ページから19ページをお願いします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1、番号2 一般個人住宅用地

番号3 駐車場用地

番号4 宅地分譲用地

番号5から番号8 一般個人住宅用地

番号9 資材置場・駐車場

番号10 倉庫用地

以上、件数は10件、合計面積は6,617.02㎡で、その内訳は田が4,699.00㎡、畑が1,981.02㎡でございます。

20ページをお願いします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1、番号2 一般個人住宅用地

以上、件数は2件、合計面積は720.00㎡で、すべて畑でございます。

21ページをお願いします。

報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 _____、主たる耕作物 トマト・キウイ・果樹苗、耕作面積 畑で18.9ha。

番号2 _____、主たる耕作物 ブルーベリー、耕作面積 田で2.76ha、畑で0.18ha、合計2.94ha。

番号3 _____ 農事組合法人、主たる耕作物 食卵、豚肉、牛乳、耕作面積 田で0.18ha、畑で27.2ha、採草放牧地 9ha、合計 36.38ha。

以上、件数は3件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議 長

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、22ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、
でございます。

番号1、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町野田、登記地目 田、現況地
目 畑、面積 475㎡。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町野田、登記地目・現況地目と
も畑、面積 348㎡。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は耕作不便のためです。

番号3、地区 雲出、申請地 雲出長常町枳穀、登記地目・現況地目とも田、
面積 1,239㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は農業廃止のためです。

番号4、地区 雲出、申請地 雲出本郷町二ノ坪、登記地目・現況地目とも
田、面積 1,253㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は営農縮小のためです。

番号5、地区 安東、申請地 納所町龍田、登記地目・現況地目とも田、面
積 3,103㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号6、地区 高野尾、申請地 高野尾町東豊久野、登記地目・現況地目と
も畑、面積 2,490㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号7、地区 明、申請地 芸濃町忍田地蔵堂、登記地目・現況地目とも田、
面積 908㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

23ページをお願いいたします。

番号8、地区 明、申請地 芸濃町忍田地蔵堂、登記地目・現況地目とも田、
面積 521㎡ 外4筆、合計面積 3,733㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号9、地区 明、申請地 芸濃町忍田地蔵堂、登記地目・現況地目とも田、
面積 1,309㎡ 外1筆、合計面積 3,289㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号10、地区 明、申請地 芸濃町忍田地蔵堂、登記地目・現況地目とも
田、面積 1,840㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号11、地区 明、申請地 芸濃町林宮ヶ谷、登記地目 畑、現況地目 樹
園地、面積 654㎡。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

24ページをお願いします。

番号13、地区 長野、申請地 美里町北長野前田、登記地目 宅地、現況地目 畑、面積 713.54㎡のうち380.54㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号14、地区 明合、申請地 安濃町戸島平塚、登記地目・現況地目とも畑、面積 150㎡。

譲受理由は耕作利便のため、譲渡理由は遠方による耕作不便のためです。

番号15、地区 香良洲、申請地 香良洲町新開地、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,730㎡のうち1,337㎡。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は14件、合計面積は21,199.54㎡で、このうち田が15,840㎡で、畑が4,979㎡、その他が380.54㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1と2、地区 高茶屋、お願いします。

北澤委員 3番、北澤です。現地確認したところ、特に問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
続けて、番号3と4、地区 雲出、お願いします。

北澤委員 3番、北澤です。こちらでも現地確認したところ、特に問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議 長 番号5、地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番、川邊です。この圃場につきましては、もう既に今までから利用権設定で、この_____さんが耕作しておったところでございます。それをただ所有権が移転ただけでございまして、一切問題はございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
番号6、地区 高野尾、お願いします。

岡安委員 1番、岡安です。何の問題もございません。よろしくお願いいたします。

議 長	ありがとうございます。 番号7から番号11まで、地区 明、お願いします。
小粥委員	10番、小粥でございます。12月8日、現地確認をしまして、各案件とも異常ございませんので、よろしくお願いします。
議 長	了解しました。 番号13、地区 長野、お願いします。
事務局	美里総合支所です。欠席の清水委員より、12月8日、推進委員2名、事務局との現地確認の結果、特に問題ありませんのでよろしくお願いしますとのことですので、よろしくお願いいたします。
議 長	了解しました。 番号14、地区 明合、お願いします。
藤田委員	12番、藤田です。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 次は番号15、地区 香良洲、お願いします。
北澤委員	3番、北澤です。現地確認したところ、特に問題ありませんでした。よろしくお願いします。
議 長	それでは、番号1から番号15について、地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。
川邊委員	2番、川邊です。ちょっと教えていただきたい。番号7から番号10は、一身田の方が芸濃町で田をまとまって所有権移転していますが、何を栽培されますか。
小粥委員	10番、小粥です。ブルーベリーです。前からちょっと何件か上がっています。多分、拡大をされています。安濃でも沢山やっているみたいです。
藤田委員	12番、藤田です。野口のあたりでも大々的にやられていますね。
川邊委員	分かりました。ありがとう。
議 長	皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは、異議なしと認め、議案第1号について許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)、事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>25ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。</p> <p>番号1、地区 藤水、申請地 藤方浜替、登記地目・現況地目とも田、面積1,476㎡。</p> <p>借受理由は営農拡大のため、貸渡理由は営農縮小のためです。</p> <p>以上、件数は1件で、合計面積は1,476㎡で、全て田でございます。</p> <p>この案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1、地区 藤水、お願いします。</p>
北澤委員	<p>3番、北澤です。こちらも現地確認したところ、特に問題ありませんでした。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>番号1について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございました。皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議長	<p>それでは、異議なしと認め、議案第2号について許可をすることに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>26ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）でございます。</p> <p>番号1、地区 櫛形、申請地 分部長鉢、登記地目・現況地目とも田、面積936㎡。</p> <p>設定理由は、区分地上権者及び区分地上権設定者ともに営農型太陽光による区分地上権の設定のためです。</p> <p>以上、件数は1件で、面積は936㎡で、全て田でございます。</p> <p>この案件につきましても、農地法第3条第2項ただし書には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>なお、この案件に関連して、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でもご審議をいただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1、地区 櫛形、お願いします。</p>

前川委員	5番、前川です。地元推進委員さんと現地確認して、特に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。
議 長	番号1について、地元委員さんから異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>それでは、異議なしと認め、議案第3号について許可をすることに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>27ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。</p> <p>番号1、地区 櫛形、申請地 分部長鉢、登記地目・現況地目とも田、面積932㎡のうち8.99㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を10年間、営農型太陽光発電施設用地とするものです。許可要件である転用の確実性、周辺農地への被害防除措置、下部の営農計画が一時転用許可期間中に適切な継続が確実であるか、農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているか、支柱の高さが2メートル以上を確保し、農業機械等の利用が可能であることを確認したところ、特に問題がないものと判断され、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>農地区分は、農用地区域と判断されます。</p> <p>番号2、地区 黒田、申請地 河芸町三行里中、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 56㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。昭和53年頃から駐車場として利用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号3、地区 明合、申請地 安濃町戸島斧剛、登記地目 田、現況地目 山林、面積 79㎡ 外1筆、合計面積 141㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を山林としようとするものです。昭和60年頃から植林し山林としていた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号4、地区 明合、申請地 安濃町戸島山ノ下、登記地目 田、現況地目 山林、面積 39㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を山林としようとするもので、昭和60年頃から植林し山林としていた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p>

番号5、地区 村主、申請地 安濃町南神山井坪、登記地目・現況地目とも畑、面積 167㎡。

これにつきましては、申請地を資材置場・倉庫用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、面積は411.99㎡で、このうち田が188.99㎡で、畑が223㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 榊形、お願いします。

前川委員 5番、前川です。推進委員さんと現地確認した結果、事務局の説明どおり、特に問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。前からずっと使っていて、始末書添付で別に問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号3と4、地区 明合、お願いします。

藤田委員 12番、藤田です。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 番号5、地区 村主、お願いします。

丸山委員 13番、丸山です。特に問題としてご報告するべき点はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長 番号1から番号5について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定をいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局 28ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 安東、申請地 安東町西園、登記地目・現況地目とも田、面

積 1,031㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は374㎡、パネル設置率は36.2%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 櫛形、申請地 殿村鍛冶屋垣内、登記地目・現況地目とも畑、面積 13㎡ 外1筆、合計面積 49㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 雲林院、申請地 芸濃町雲林院元屋敷、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 430㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。2000年1月頃に家を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 椋本、申請地 芸濃町椋本大笹、登記地目・現況地目とも畑、面積 833㎡ 外1筆、合計面積 1,206㎡。

これにつきましては、申請地を資材置場・駐車場用地とするものです。昭和59年10月頃に農家住宅を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 椋本、申請地 芸濃町椋本大笹、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,071㎡ 外1筆、合計面積 1,537㎡。

これにつきましては、申請地を資材置場・駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

29ページをお願いいたします。

番号6、地区 椋本、申請地 芸濃町椋本八幡前、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 520㎡ 外1筆、合計面積 1,332㎡。

これにつきましては、申請地を住宅建築をしようとするものです。平成9年7月頃から資材置場用地として使用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号7、地区 椋本、申請地 芸濃町椋本出口、登記地目 田、現況地目 畑、面積 212㎡ 外1筆、合計面積 284㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号8、地区 明合、申請地 安濃町野口平塚、登記地目・現況地目とも畑、面積 743㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は302㎡、パネル設置率は40.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。
以上、件数は8件、合計面積は6,612㎡で、このうち田が1,781㎡
で、畑が4,831㎡でございます。
いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番、川邊です。12月8日に、会長以下、地元の推進委員4名、そして事
務局と確認いたしました。問題はございません。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
番号2、地区 楡形、お願いします。

前川委員 5番、前川です。12月8日に現地確認し、地元推進委員も確認していただ
き、当日、私は欠席でしたので事前に確認させていただき、事務局の説明どお
り特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
番号3、地区 雲林院、お願いします。

木下委員 9番、木下です。12月8日、地元推進委員さんと現地確認しましたが、問
題ありませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長 番号4から番号7まで、地区 棕本、お願いします。

小粥委員 10番、小粥です。各4件とも12月8日に現地確認して、特に問題はあり
ませんでした。よろしくお願いいたします。

議 長 了解しました。
番号8、地区 明合、お願いします。

藤田委員 12番、藤田です。特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 番号1から番号8について、地元委員さんから異議なしということでござい
ます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定をい
たします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃
貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>30ページをお願いいたします。</p> <p>議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。</p> <p>番号1、地区 辰水、申請地 美里町家所犁崎、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 484㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地をリサイクル品置場とするものです。令和7年11月頃からリサイクル品を搬入して利用した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p>
	<p>以上、件数は1件、合計面積は484㎡で、全て畑でございます。</p> <p>この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>説明は終わりました。地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1、地区 辰水、お願いします。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましても、欠席の清水委員より、12月8日に推進委員2名、事務局との現地確認の結果、問題ありませんので、よろしく申し上げますとのことです。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>分かりました。</p> <p>番号1について、地元委員さんから異議のない旨の発言でございます。皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議長	<p>それでは、異議なしと認め、議案第6号について許可をすることに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>31ページをお願いいたします。</p> <p>議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。</p> <p>番号1、地区 楡形、申請地 分部長鉢、登記地目・現況地目とも田、面積936㎡のうち8.81㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を10年間、営農型太陽光発電施設用地とするものです。許可要件である転用の確実性、周辺農地への被害防除措置、下部の営農計画が一時転用許可期間中に適切な継続が確実であるか、農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているか、支柱の高さが2メートル以上を確保し、農業機械等の利用が可能であることを確認したところ、特に問題がないものと判断され、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>農地区分は、農用地区域と判断されます。</p>

以上、件数は1件で、合計面積は8.81㎡で、全て田でございます。
この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 楯形、お願いします。

前川委員 5番、前川です。地元推進委員さんとも別に問題ないと思いますので、事務局の説明どおり問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号1について、地元委員さんから異議なしということでございました。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第7号について許可をすることに決定をいたします。

次に、別冊の議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）、でございます。

1ページから44ページをお願いします。

件数は181件で、合計面積は791,288.91㎡で、このうち田が782,906.91㎡、畑が8,382㎡でございます。

意見の提出については、農地中間管理機構は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっております。農業委員会は、賃貸借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人であるかなどの要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

また、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりましてご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局、説明が終わりました。
今回の案件のうち、初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件がございますので、その案件からご審議をお願いいたしま

す。
整理番号9から整理番号26についてです。
_____委員、一時退室をお願いいたします。

< 退 室 >

議 長 この案件についてご審議をお願いいたします。該当ページは、2ページから5ページまででございます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。
それでは、入室をお願いいたします。

< 入 室 >

議 長 以上の案件について適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出をすることにいたします。
それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、この案件につきましても適正であると認め、中間管理機構に意見書として提出することといたします。
次に、議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見書の提出について（所有権移転）、事務局、説明をお願いいたします。

事 務 局 45ページをお願いいたします。
議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見書の提出について（所有権移転）でございます。

件数は2件で、合計面積は3,478㎡で、全て田でございます。

こちらは農地中間管理機構を活用した売買事業であり、意見の提出については、市町村は促進計画の対象となる農地であるときは、農業委員会へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は、賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人であるかなどの要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、促進計画を作成します。

今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりましたので、ご審議をお願いいたします。いかがでしょうか。
川邊委員	ちょっと教えていただきたい。所有権移転に伴い、農地中間管理機構は手数料を取っているのですか。
事 務 局	登記等を全部終わらせて渡していますので、その手数料とかが数%かかります。
川邊委員	そういうことですか。登記代とかが手数料として入っとるんですね。分かりました。
議 長	よろしいですか。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 それでは、これらの案件につきまして適正であると認め、意見書として提出することにいたします。 以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。これをもって、第12回第1農地部会を終了いたします。
午前10時40分	

上記は、第12回第1農地部会の議事を録したものである。

令和8年 月 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____